

CONTENTS

助成財団の役割と課題 ● 鈴木佑司	1
【特集】 高齢社会に対する助成財団の役割 1	4
1995年度会員の集い 伊藤昌壽理事長挨拶	12

★発行元＝財団法人助成財団資料センター	
この財団にこの人 ● 久野敦子	13
ザ・ファウンデーション・センターについて	14
センター出版物のご案内 インフォメーション 編集後記	16

助成財団の役割と課題

鈴木佑司

法政大学法学部教授



転換期の財団

日本における民間助成財団の活動が本格化するのは1970年代になってからである。その活動をうながしたのは、国家や企業では対応できない新たな問題群に直面するにいたったからである。当時、日本経済の高度成長と著しい国際化によってもたらされた社会的歪みや環境問題、さらに石油ショック、東南アジアにおける反日運動等といった、新たな問題群に直面していた。これら多様な問題に共通するのは、経済成長を重ねることで解決できる問題ではなく、むしろ個々人のライ

フスタイル、地域社会のあり方、企業活動のあり方、さらに国際社会とのかかわり方を根本的に問い直すことが求められ、価値観の転換をとまなわずには解決自体が展望できない性質を強く持つ問題であった。加えて、環境問題に典型的であるように、個人から企業、地域社会、国家、そして世界といったすべてのレベルをつらぬく問題でもあり、国家と国家関係に収斂できない特徴を持っていた。したがって、助成財団に期待されていた役割は、こうした新たな問題群への対応、より正確に言えば、問題群そのものの把握、分析、選択可能な対応策を国家、企業だけでなく広く国民一般

に提供することにあつた。

過去20年間における助成財団による活動は、問題群の特徴にも影響されて、その対象を著しく広げた。それだけではない。膨大な蓄積が徐々に国境をこえて紹介され、新たな認識と行動を生み出すケースも徐々に生まれ始めている。何より注目されるのは、先に触れた国家と企業による制約をこえて、独自の制度、組織、人材を開発し、新たな国内的、国際的アクターとしての存在理由を築きつつある点である。この点は、非営利民間団体（NPO）の場合と著しい類似性を持つ。それどころか、日本におけるNPOの登場、成長を支えてきたともいえ、助成財団とNPOの関係は切っても切れない関係にあるといえよう。誤解を恐れずにいえば、日本における助成財団の活動は、一方で国家や企業への補完的な形での政策提言的役割とともに、全く新たな社会的主体であるNPOの育成という役割を果たしてきたといえる。そして、今注目できるのは、後者とのより構造的なかかわりの深化をととして、前者、つまり国家や企業との関係のあり方を変え、それによって国家や企業のあり方そのものを変えてゆく可能性を持ち始めている点である。では、そうした新たな役割を担うために、避けてとおれない課題とは何か。

国際化の衝撃

助成財団の今後の活動のあり方に大きな影響をあたえる課題の第一は、国際化が及ぼす日本社会への影響と結果のより徹底した分析である。ここでいう国際化とは、もっとも単純化した形でいえば、経済活動が一国の枠をはみ出し、国境をこえてヒト、モノ、カネ、情報が還流するようになることによって、歴史、文化、政治、社会の違いにもかかわらず、それぞれが相互に依存しあう関係がますます太く、厚くなっていく変化である。しかも、この変化の特徴は、いったん始まると二度と後戻りがない点である。国際化の量的拡大が国内的、国際的な既存の制度、組織、そして人々の行動様式や発想様式に質的な変化を確実にもたらすという点である。国際化は、異質な世界への認識をととして、これまで当たり前と考えられてきた日本人自身の自己認識や社会観、さらには世界観をも変化させずにはおかない。その意味で、国際化の時代にあつては、求められている新たな認識、それに基づく新たな行動とは何かが、誰にとっても重大な関心事となろう。

しかし、一国主義的な考え方や行動様式が依然として強い日本において、とりわけ国家組織においては、このような時代認識が弱く、あってもそれはきわめて

日本的な視座からのものが圧倒的に多いのが現状である。それゆえに、新たな時代のそれこそ国際的な認識や行動の分析や流布への取り組みが、いわば国家的な枠組みから比較的自由な民間主導で進められる必要性が強いとともに、実は民間主導でなければ十分に国際化の衝撃をとらえきれないといえよう。実際70年代から登場する民間助成財団は、幾多の制約があるなかで、意識的、無意識的に、いわば国家や企業の外側に、自らも含めて国際化の深化への新たな担い手の育成に力を注いできた。まさにこうした背景こそ、日本におけるNPOの登場と活性化を支えてきた背景であるといえる。今後は、こうしたいわば「発見的方法」による課題設定だけではなく、むしろより明確に助成財団の歴史的役割として位置づけ、長期的ヴィジョンを持つ体系的に取り組むことが求められよう。

地方化の深化

もう一つの助成財団の活動を新たに展開すべき課題は、地方化という歴史的に大きなトレンドをとらえ、その意味を明確にすることである。地方化とは、依然として形成途上の概念であり、国際化とともに、いやそれ以上に分かり難い。それは、覇権の秩序に代わる地域主義、中央集権にたいする地方分権、さらに官にたいする民の優越といった様々なレベルで議論できる。ここでは、以下にのべるように、国内的な変化、特に中央集権にたいする地方分権、官にたいする民の優越といったまさに「ポストモダン」な変化を主とした内容としている。地方化は欧州では、すでに現実となっており、またアジアでも韓国のように、徐々に進行している世界的な傾向である。それは17世紀半ばに登場した近代国家と、それによる権力統合の歴史に匹敵する重要な歴史的変化であるといえよう。

戦後日本における急速な工業化と近代工業社会の実現は、これまた急速な都市化と農村の過疎化をとともない、人口の大規模な移動をもたらしただことはすでに知られている。その結果、農村を基盤とする社会のあり方から、都市を基底社会とする社会観の転換をも、もたらした。さらに、地縁、血縁の強固な身分的結合を前提とする「ムラ社会」から個々人の自由と選択、つまり契約を基盤として形成される市民社会へと、発想、行動様式、ライフスタイル等々の組み替えが生じた。このような社会変動は、個々の人間と社会集団の関係を大きく変えたにとどまらない。社会集団のあり方をも変えた。特に注目できるのは、「タテ社会」と呼ばれてきた社会秩序の崩壊である。それに代わるどんな新

たな秩序が形成されつつあるのかは、誰にとっても大きな関心事となった。むろん、それがどんな秩序かを描くことは、今の段階では難しいし、またそれがここでの目的ではない。ただ、次の二つの点で新たな分析を求めていることは確かであるといえよう。

その第一は、「タテ社会」の崩壊にともない、上意下達とか官尊民卑といったこれまで当たり前と考えられてきた考え方や行動様式が変わり始めた点である。特に大事なのは、官民関係に著しい変化がおり、一種の官民平等化が生じつつある点である。場合によっては官民関係の逆転現象すら生じることを物語っている。日本が他の先進工業社会と似てきつつあるのを意味しよう。第二は、市民社会の成熟にともなって、権力が国家の独占するところではなくなり、分権化する傾向を強めている点である。いわゆる地方分権化である。すでに70年代後半から「地方の時代」が叫ばれ、地方の独自性を基盤とする様々な試みが経済においても、さらに政治においても現象し始めた。それは、明治以来進んだ中央集権と「一君万民」的な秩序に代わる多様な自立的社会秩序の同時併存という全く新たな秩序形成が進んできていることをうかがわせる。

地方化の進展は、それぞれの地域社会の再発見、新たな発想と行動様式の構築といった課題をつきつけている。1970年代において、社会にたいする利益の還元、それも財団の助成活動という形で利益還元を目的とする企業財団の活動が目立つようになったのも、こうした社会と企業、利益追求と非営利活動の関係が見直しを求められるようになったことと無関係ではない。しかし、それから20年以上たった今日においては、助成財団とNPOとの協力関係の深化をとおして、市民社会の成熟とそれが必然的に生み出す問題、例えば人権、環境等の根本的な課題の再定義、過密化、高齢化、平等化といった具体的問題の解明が新たな課題となっている。換言すれば、人間のあり方、人間関係のあり方、さらにはそうした新たな人間にとって望ましい社会のあり方について、より具体的で、より自主的な政策形成とその実施へと踏み込むイニシアティブを発揮することが求められているといえよう。

今後の課題

90年代になると、こうした国際化、地方化という二つの変化が重なり、日本社会を根本から、つき動かした。国際的な冷戦の終焉と国内的な「バブル経済」の崩壊は、この変化をいっそう劇的なものとしつつある。逆に助成財団の活動もまた、「グローバルに考え、

地域で行動する」といった標語に代表されるような内外をつらぬく、それこそ地球的な課題への取り組みを求められるにいたった。そのことは、換言すれば、個々の財団にとってあまりにも大きな課題を背負わねばならない時代が到来したことを物語る。しかし見方を変えれば、それぞれの財団にとってユニークな取り組みへの道が開かれていることを意味しよう。すべての問題にすべて対応する必要もなければ、またそもそも初めから可能でもないからである。要するにどう主体的に選択するかである。

第二に、それぞれがユニークな取り組みを求めつつ、必要に応じて連携をしたり、共同活動をする 것도また課題となろう。課題の大きさに比べて、ややもすると日本における財団の助成活動は総花的でありながら、「タコ壺的」な特徴を抜けきれていない。そうしたこれまでのあり方が問い直され、それぞれがユニークさを保ちつつ、相互にそれを尊重しながら協力をする仕組みを求めることが必要となっている。つまり、人権、平和、環境といった地球的な課題にたいして、いくつかの財団がそれぞれの特徴を生かした集团的な助成活動がありうるし、他方、当然のことながら、こうした財団間の協力は国境をこえ、国際的な展開をすることもありうる。それだけに、そうした方法、つまりコンソーシアム型の助成活動の開拓には、日頃からの財団間における「信頼醸成」が欠かせまい。まさにそうした役割を担うことも財団の役割となっている。

第三に、このことは財団間の協力機構の設立とともに、財団内において新たな人材を育成することが欠かせなくなっている。いくつかの財団では専門的な知識を持つプログラム・オフィサーと呼ばれる人材が配置されている。特にこの点で今後の課題は、協力関係を深めてきたNPOとの人材交流であろう。実際、今日のところ、NPOの人材は政府開発援助機関や国際協力機関へと流れ、民間助成財団への流れは弱い。しかし、長期的に見れば、民間助成財団の人材もまた上記のような公的な援助機関に流れる可能性を否定できない。こうした人流は、それ自体、自然である。問題は、すでにのべてきたような新たな課題に対応できる人材の育成がますます民間助成財団の大きな役割になるだろうという点である。このこととの関連で、助成財団の財政的な基盤を強化するためにも、民間公益活動への税制の見直しと、国家や企業にのみ依存しない財団の財政の確立のための法的な措置の体系的確立、例えば「公益活動基本法」のようなものが必要となろう。

【特集】 高齢社会に対する 助成財団の役割

活力のある
21世紀をめざして…… **1**

11月24日に実施した、トークイン「高齢社会に対する助成財団の役割」のあらましは、次号で紹介の予定です。今号では事前に寄稿いただいていた、4財団の事例発表について、掲載いたします。

日 本 生 命 財 団

「高齢社会福祉助成」プログラムと その内容について

財団法人日本生命財団専務理事事務局長 井倉 孝



高齢者問題は最大の国民的課題

高齢者問題は、昔は家族・親類縁者間で解決がされてきたものである。しかし、医療・栄養の発達による寿命の驚異的な伸び、さらには核家族化の進行等により介護を要する高齢者の著増とその面倒をみる側の絶対的不足現象がもたらされ、かつて皆が夢見た「長寿社会」も、最も大きな社会問題としてクローズアップされてくるようになってきた。

沿革的には、1963年老人福祉法の制定、施行にともなって、国・行政が本格的に老人福祉に取り組むこととなった。そして1975年頃から老人ホームの地域開放が始まり、続いて在宅福祉サービスの展開が進められてきた。

今では、高齢者が慣れ親しんだ地域社会で家族や友人に囲まれて生活し続けることは大切な権利と考えられているし、また、思い出深い部屋・家具・食器などを今までどおり使いながら一生を終えたいという願いを尊重するのが当然とみなされてきつつある。

したがって、これから高齢者福祉のあるべき姿を描こうとすれば、どうしても「在宅福祉」、「地域福祉」を中心として考えていくこととなる。そしてそれをインフラとして支えてくれるもの、即ち地域の中にある福祉施設ならびに医療機関や行政の福祉サービスシステム、ネットワークがどのように総合的に機能しているか、ということが極めて重要となってくる。

日本生命財団「高齢社会福祉助成」プログラム

日本生命財団では、1983年から地域福祉のシステム化のモデルづくりを目指した3年継続の「老人福祉助成」（1994年度からは「高齢社会福祉助成」と改称）を開始した。毎年4団体程度を新規に決定し、現在までに全国各地の47団体に助成を行っている。

対象としている団体は、高齢者のための地域福祉のシステム化を図る先駆的事業、あるいはケアリング・コミュニティを目指す実験的事業を行っている施設・団体（社会福祉法人）である。

当財団の発足当初は（1979～82）、高齢者福祉施設に車椅子・ベッド・介助用具等の物品助成をしていた。しかし、日本がいよいよ「高齢社会」（人口の14%以上が65歳以上の高齢者によって占められる社会）に突入することが明らかとなってくると、高齢者を支え、共に生きる社会の実現のためには、家族・施設・地域・行政が一体となって課題に取り組んでいくことが欠かせない。そしてあらゆる社会資源を生かして高齢者が安心して暮らせる環境を整えることが最重要となってきた。

そのような認識に立って、83年からは財団の助成内容を、地域を代表する施設あるいは社会福祉協議会等とともに、地域の顔をした、また地域の香りのする、いわば手作りの地域福祉システムを作り上げることを目指すことに改めた。

選考にあたっては、候補団体の中から財団の事前接触の内容などを参考に、選考委員の合議で選出する。具体的にはスタートから3年間で成果を上げて頂けるよう、次のような段取りを前提に、地域に根ざした活動の取り組みをお願いしている。

①助成金はトータル1500万円で年平均500万円を有効活用して頂く。

——運営費的支出も認める。

②2年目には中間シンポジウムを開催して進捗状況をみんなで確認し、仕上げに向けて問題を整理して頂く。

——中間シンポジウムの経費も300万円を限度に補助をする。

——選考委員の先生にも積極的に関わって頂いて事業の成功のための指導を頂く。

③最後に3年間の助成を終えて収めた成果を、当財団主催の公開シンポジウムで発表頂く。

(毎年、東京と大阪で交互に開催)

助成実施定着による効果

今まで助成の各団体は、いずれもそれぞれの持ち味を生かして、その後も地域社会に貢献をされ続けている。その時点では先駆的過ぎて、一般化するには行政が二の足を踏むような制度やサービスも、立派に定着をみれば後追的に国や地方自治体の定番メニューに組み込まれてくる。そのことはこの助成事業が本来目指していたことであって、先駆的・実験的な制度やサービスが成功を収め、高齢社会対応として常識化することによって質的な底上げが図られるならば、まことに幸いなことであると考えている。

事業成功のカギは住民がどう主体的に関わっていくのか、地域福祉を支える住民の意識の高まりにある。ある施設長はこういつている。「……この事業がうまくいったのは、地元医師会がわれわれを信頼してくれ、非常に強力な支援部隊となった。また市長や行政がわれわれ民間の福祉活動を信頼し、まずやってみなさい、行政はバックアップします、というこの2つの信頼があって成功したのだと思う。住民を中心として専門家が後方部隊で支えていく仕組みが地域の中にあれば伸びていく。」

すぐれた施設は「くれない族」とは全く縁遠く、自分たちで何ができ、どこにどういう機能を発揮してもらったらいいかを知っている。

各団体では独自の福祉サービスメニューを持つほかに、施設が地域に開かれており、介護や給食のサービ



スセンターとして地元住民に感謝されているところが多い。ケアについては本当のプロであり、介護教室など啓蒙活動も行うたのもし的存在となっている。

日本一高齢の町「東和町」の取り組み

最後に高齢者が圧倒的に多く、一部に老人ホーム並みの平均年齢の地域を持つ過疎の町山口県東和町の例をあげてみたい。高齢者の全住民に対する比率は46%で日本一の高齢化率。長寿の町でもあり、80歳以上は12.7%にも達している。ここでは80歳を超えないと高齢者とは言ってもらえないし、現に高齢者の多くが働いている。高齢者ばかりからなるこの町から、何十年先の日本の姿をある程度読みとることができる。

この町は瀬戸内海にある半農半漁の島で、風光明媚、気候温暖、人情味豊かであり、老人医療費は極めて低く、生活保護も少ない。現在の生活満足度は満足・普通あわせて96%というのは素晴らしいことである。

ここでは、従来からの緊密な近隣付き合いをもとにして孤独死などを未然に防ぐ組織がある。

今回1991年から3年間、私どもの助成で社協が中心となって、夫婦とも80歳以上の所帯および65歳以上の一人暮らし高齢者に365日給食を提供する事業がスタートした。毎日給食のためのシステム作り、献立・容器・配食等に工夫をこらすなどの上でお役に立ったことと思う。助成終了後は町が運営（社協が受託）することに決まり、国、県、町から1食あたり650円が助成されることになった。

この例のように、高齢者が働きつづけられる限り働き、助け合っていく。行政は民間の創意や住民意思を暖かく見守りバックアップしていく……………

われわれは、健全な高齢社会実現のために、高齢者が安心して暮らせる町や村づくりにいささかなりとも貢献していきたいと願っている。

キリン福祉財団

在宅介護者の支援活動について

財団法人キリン福祉財団常務理事事務局長 吉田 茂



キリン福祉財団の誕生

キリン福祉財団は、昭和56年キリンビール株式会社の創業75周年と国際障害者年を記念して、障害者、老人の福祉向上と青少年の健全育成を目的に設立された財団法人である。設立当初はキリン記念財団と称していたが、昨年8月から事業内容をより明確にするため、キリン福祉財団と改称し現在に至っている。

財団設立以来、15年目を迎え、いくつかの自主事業と事業助成を行っているが、他財団が手掛けていない分野で、新しい事業をスタートさせようということで企画されたのが、時代のニーズを先取りした在宅介護者慰労事業である。

在宅介護者慰労事業をスタートさせた背景

昭和38年	老人福祉法制定
48年	老人（70才以上）医療費の無料化（福祉元年）
56年	キリン記念財団設立
57年	老人保健法（老人医療費再び有料化）制定
平成元年	国のリフレッシュ事業スタート
2年	高齢者保健福祉10カ年戦略スタート（ゴールドプラン）
6年	市町村による老人保健福祉計画策定（新ゴールドプラン）
9年	公的介護保険導入予定

昭和30年代後半からの日本社会の農業から工業を中心とする社会構造変化に伴い、農村から都市への人口移動が顕著になってきた。その結果、核家族化が進行し世帯数が増加し、逆に世帯数当りの構成員が減少してきた。

社会現象として人口の高齢化が進めば介護を必要とする高齢者は当然増えてくる訳で、一方で核家族化が進んでいる中、老人介護が社会問題として大きくクローズアップされてきた。

キリン記念財団がスタートした昭和56年当時は、公的施設の整備もあまり進まず、老人介護は家族による

介護が当然で、当たり前という、うるわしく、美化されていた日本的風土があった。そのような状況のもと、介護に従事している人達の悲惨な実態がマスコミを賑わすようになってきた。障害者・高齢者等の当事者に対する行政・民間からの支援はあるものの、こと介護者に対しては、何の助成もなく、放置されていて、いわば福祉の谷間の状況におかれていた訳である。このままでは介護者、被介護者双方が共倒れになりかねないとの懸念から何らかの方法で介護者を慰労し、息抜きできる機会を作ることを企画した次第である。

慰労事業の内容・方法

全国100余の地方自治体・社会福祉協議会を通じ寝たきりの障害者・老人を在宅で介護している方々を推せんしてもらい（年間約1200人）、1泊2日の旅行（1泊できない人には日帰りの観劇）に招待し、日頃のご苦労をねぎらい、明日からの英気を養ってもらおうという主旨である。

この事業を始めた頃は、その地区での寝たきりの人がいる家族の実態をしっかりと把握できてない自治体もあり、参加者募集も大変な作業であった。

コースは北海道から九州まで23コースを設定した。慰労が主目的なので日程中、日本赤十字社の家庭看護教師による2時間の介護講座を実施する他は観光と会食と参加者同志による交流がスケジュールのほとんどを占めている。行事参加中の費用は全額財団が負担するのは勿論であるが、参加中、ショートステイ等の施設利用料、ホームヘルパー等、代りに被介護者を介護してもらう代替介護料も財団が負担している。

参加者の感想

この事業には財団のスタッフが必ず同行することになっているが最近とくに気になることがある。

社会の高齢化が進み、参加者がどんどん高齢化してきている。参加者の平均年齢も60才を越えており、中には90才のご主人が88才の奥さんを看ているケース、又80才のお嫁さんが103才のお姑さんを世話しているケースもあって、老老介護が当たりの状況になって



日赤の看護教師による介護講座

きている。参加者の性別では女性が約85パーセントを占めており、介護が女性の肩にずっしりと重くのしかかっている実態をあらわしている。さらに介護期間が長期化傾向にあり、平均で約5・6年間になっている。

一方、寝たきりの被介護者のわがままで他人の手を借りられず、外出もできないで長年家の中にこもりきりのケースや、「施設に親をあずけた」と家族を泣かせる親戚、隣り近所の冷たい目、又介護の代りが見つからないため、行事に参加できない人がまだたくさんいるという状況もある。

ショートスティ、ディサービス、ホームヘルパー等公的制度（私的施設は利用料が高く負担が大変）を活用し、又身内の協力を得て介護を分担し合うなどして是非、慰労事業に参加してリフレッシュしてもらいたいものと念じ事業を推進している。

参加者の感想はおおむね好評であるが、一番多い感想は、自分だけが一人で苦勞しているとひがんだり、落ち込んだりしていたが、参加者同志の交流により、もっともっと長期間に亘り苦勞されている人がいることが判り、なぐさめられたり、励まされたりで一層頑張らなければと勇気づけられたこと、そして参加者同志のネットワークができ、又会う機会を作れることが良かったなどである。日赤の看護教師による講習が今後の介護に役に立つという感想も寄せられている。

一方で公的な介護制度の三本柱である、ショートスティ、ディサービス、ホームヘルパーの数がまだまだ足りず、必要な時に利用できないという制度面からの介護者支援が遅れている実態も浮かび出てきている。

この事業を推進する中で、行政に、又地区社会福祉協議会に対し、折りにふれ財団から制度の拡充を声を大にして申し入れをしてきた。実現が疑問視されているものの新ゴールドプランにおいてこれらの整備目標が引き上げられたことは、大変喜ばしく思っている。

今後の事業展開

この慰労事業の重要性を理解、認識し、国も平成元年からリフレッシュ事業と銘打って、麒麟財団と同じ事業をスタートさせている。これは当財団の慰労事業の実態が評価され、先駆けとなったものといささか自負しているところである。反面、当財団の事業規模は全国でたった23コースであるのに対し、全国規模の国の事業がスタートしたことでもあるし、民間財団の役割は終了したのではないかという疑問がないでもない。いずれ予算規模において当財団の3分の1を占めるこの事業の評価、総括をして、このまま続けるべきなのか、実施場所を変えていくのか、形態を変えて実施するのか検討すべき時期にきているように思われる。

この慰労事業でやっていることは、医学に例えれば既に病気になってしまい、回復の見込のない患者を対症療法的に治療しているようなものである。これからは、受身でなく、より積極的に寝たきりにならないための、又ボケないための予防の啓蒙も必要になってこよう。将来はこの分野の事業を開拓することも財団の使命となってくるものと思われる。

以上、高齢社会に対する麒麟福祉財団の取り組みの一例をご紹介したが、他には在宅慰労事業を補完し、促進するため在宅介護に関連する事業につき、本年度より一般公募を開始した。約200件の問い合わせがあり、65件の申請中、11件を採択し、本年度総額1080万円の助成を行った。

他には各地区の社会福祉協議会が事業で使用する福祉用車両（ハンディキャブ）8台の購入助成も行っている。

さらには民間の老人福祉施設の第一線で永年事業に従事し、功績を挙げられた人を表彰、慰労する事業、その他先駆的な研究、開発事業への助成も実施している。

日本火災福祉財団

高齢者福祉助成事業への アプローチ及び展望と課題

財団法人日本火災福祉財団常務理事事務局長 河村 浩



日本火災福祉財団の設立と事業へのアプローチ

日本火災福祉財団は“福祉財団”という法人名称であるが、その事業内容は高齢者福祉に特化している。平成3年の財団設立にあたり、財団の事業内容を検討した過程では、高齢者福祉にのみ特化した民間助成財団は意外に少なく、また、今後の高齢者福祉のカギとなるであろう在宅介護に焦点をあてた民間助成財団の設立は初めてに近いという状況であった。

個々の具体的な事業内容を詰めるにあたっては、高齢者の在宅介護にかかわる優先順位の高いニーズはどのようなものかを探り、一方でそれに応えうるサービスは何が求められ、又それをいかに民間らしくソフトの濃度が高い方法と内容でタイムリーに提供できるのかを検討するというスタンスで臨んだ。

今にして思えば、現在審議されている公的介護保険制度をめぐる問題のうち、重要な検討課題とされている論点として、今後の在宅サービス中心の介護サービスのニーズの内容や水準、介護支援体制の仕組があげられていることを考えれば誠に汗顔の至りである。

現在では当財団の事業内容は一言で表現すれば、在宅介護を支える現場の支援事業から充実した高齢社会・高齢者福祉の理論的基礎づくりとしての研究助成事業まで、ということだが、現在の具体的な事業内容にたどり着くまでは試行錯誤に近かった。

当初、われわれ財団スタッフは各都府県の高齢者福祉・保健・医療施設、社会福祉団体、ボランティア組織、当時先駆的に始動していた在宅介護支援センター、福祉関係人材養成学校等をまわり歩き、相互の問題意識を交換し、実情を現地で見聞・体験した。

事業の内容とその拡充

このような実態調査等を踏まえて、支援事業の対象や目的の概要が次のとおりまとめられ、年々新しい事業や手法が追加された。

在宅介護の現場、しかも介護を必要とする高齢者に最も近い立場で接している家族への支援というテーマについては、痴呆性老人を介護されている家族を最優

先して対象とすることとした。特に、痴呆性老人介護家族のおかれている状況については、その実態の把握、対応等の前提となる情報交換の機会や研修等すら充分とはいえず支援ニーズが強いために、介護家族の交流及び研修による介護のレベルアップを目的として支援することとした。本事業に着手した当時は任意団体であった「呆け老人をかかえる家族の会」の本部及び都府県支部と協力して、同会支部単位で家族、老人の一部、経験者、医師・自治体職員・保健婦等の講師による、原則として宿泊をとまなう交流・研修会を行う内容とした。

なお、同会は平成6年に社団法人格を取得したが、許可取得及びその後の法人の着実な発展の要件となる組織強化及び会員増につき、本事業の貢献が大であるとされている。

在宅介護の現場支援として二番目のテーマは、地域の介護ニーズとそれに対応する介護資源を把握し、最適な調整機能と地域の情報の核としての役割を期待された在宅介護支援センターへの助成事業である。

まず、問題意識を持つ人材からのヒアリングの内容を尊重して、センターが期待されている諸機能を高めるための機器購入助成（主として情報機器等の購入）に重点をおいた。さらに、センターの機能発揮のための地域への浸透と市民啓発のための講習会開催（企画・会場費・講師費・資料費・広報費等）の助成を行う事とした。講習会は、実施するセンター側にも日常活動を行いつつ企画段階からロードを要する事業であるが、年々複数回数によるシリーズ企画も多い。

在宅介護の現場支援として三番目のテーマは、こうした現場に従事者として支える人材育成の支援である。特に高齢者福祉分野の将来を担う、中堅・若手の実務人材の研修及び意欲向上のための海外研修事業やこれから実務人材を目指す学生への奨学金事業である。

海外研修については、全社協の推薦により全国の高齢者福祉施設等に従事する20～30歳代の中堅・若手ソーシャル・ワーカー及びケア・ワーカー等で海外研修団を編成し、北欧、豪州、米国等に派遣している。

事前研修から帰国後の報告書作成まで含め、日々行

動を共にした、歴代海外研修メンバーは、これからの日本の高齢者福祉分野の新しい力となって各地の中軸としての活躍が期待され、又、我々にとっても貴重なブレン団として期待している。

また、奨学生諸君とは、年3回、簡単な形ではあるが、財団スタッフと意見交換を行っており、次の高齢者福祉マンパワー予備軍団としての期待をしている。

さらに、高齢者自身を対象とした社会活動参加促進事業は「生きがいづくり事業」として、シルバー・カルチャー・フォーラムを継続的に開催している。このフォーラムを通じて、各人が生活の中で充実した高齢社会の構成員としての自覚を一層高めるワンステップとなることを期待している。過年度はファッションや音楽等を題材にして実施しており、参加希望者は多い。

以上の諸事業の実施に加え、平成5年度からはさらに、ジェロントロジー研究助成事業を開始した。

これは、高齢者福祉・高齢社会の問題への取り組みを深めるほど問題の幅の広さ、すなわち、人口・家族・女性の社会進出等の社会問題、経済・財政・雇用・賃金・年金・保険問題、教育・心理・宗教問題、都市・住宅・交通問題等々の個別の既存分野を包括する視点から取り組む分野である事を痛感したためである。

これら各分野の総合的アプローチによる充実した高齢者福祉の実現と豊かな高齢社会づくりの科学的基盤の育成・発展、とりわけ欧米に比べて立ち遅れ気味といわれる社会・人文科学分野へのジェロントロジー研究助成に取り組むこととした。

特に、この分野での若手研究者の育成や福祉・医療・保健等の現場従事者も含めた問題提起が必要であるとの観点から、広く全国の大学・大学院・研究所、高齢者施設などに公募を行い、多数の応募研究者や共同研究者の中から助成し、研究成果を発刊している。

事業スタンスの総括および今後の展望と課題

こうした経緯と内容からまとめた当財団の事業スタンスを総括してみると、当財団は高齢者福祉の目的を幅広くとらえて多次元で受けとめているといえよう。

現在緊急な救援が必要な在宅介護の現場に立つ家族の方々のお役に立つことから、福祉資源の最適配分のための情報機能等の強化助成、高齢者福祉の将来を担うマンパワーの育成、高齢者自身の社会活動参加促進、さらに、豊かな長寿社会実現の理論的基盤づくりのための総合政策科学としてのジェロントロジー研究助成事業までの事業スタンスに立っている。すなわち、在宅福祉の実践から高齢者の広義のノーマライゼーショ



福祉マンパワー海外研修、米国で名誉市民権を贈られる

ンへの理論的基礎づくりまでを視野に入れ、究極の目的としているといえよう。

高齢者福祉分野は、そのニーズが量質ともに極めて高く広大な分野であり、その普遍性を考えれば無限に近い需要がある。

一方、助成財団の任務は、限られた人的・物的資源を最も有効に、かつ民間の場合は柔軟・機動的な配分を目指すことにある。従って、助成財団の事業も不断の見直し、再編成、リストラが必要である。

しかし、限られた財団スタッフだけでは、このような財政資源等の最適配分を極めることは努力を重ねても完全を期す事は不可能であり、最新かつ最接近の情報をもつ各分野の専門家の協力を得る必要がある。

当財団の事業のうち痴呆性老人介護家族の支援事業については、ボランティア組織から法人化した「呆け老人をかかえる家族の会」というこの分野に特化した、おそらく唯一の先駆的団体の組織や情報網を前提に有効な助成が行えている手応えがある。又、ジェロントロジー研究助成事業については、選考委員の諸先生方のご尽力や厚生省、全国社会福祉協議会等関係機関のご協力により、従来こうした公募の声がかかりにくかった分野の学部、研究所や福祉・医療・保健の現場に公募の機会を提供する事ができたことは確実である。

今後、われわれ財団スタッフは自分達自身の絶えざる調査・研究、事業を通じての各種人脈（現場の実務人材や研究者等）や機関からの諸情報さらに助成財団資料センターにおける情報交換等を活用して事業の最適性を維持していきたい。

もう一つ当財団の今後の具体的懸案事案として、ジェロントロジー研究所の設立がある。現行の研究助成事業にとどまらず、財団の下部組織としての研究所を設立し、学者と実務者の共同研究チームによる総合的研究などに取り組みたい。研究成果については、社会への還元は当然のことながら、上記の当財団事業の見直しや革新のためのフィードバックもしていきたい。

安田火災記念財団

高齢者に関する助成と 今後の取り組みについて

財団法人安田火災記念財団専務理事 堀内生太郎



安田火災記念財団は1977年10月に設立され、社会福祉に関する事業や活動に対する援助と、社会福祉、社会保険、損害保険に対する学術研究や文化活動の振興を図り、わが国の福祉及び文化の向上に資することを目的として設立された。

当時すでに清水基金、三菱財団、はあと記念財団、丸紅基金の4団体が社会福祉関係助成財団として活躍していたが、当財団は発足に当たって障害者の在宅福祉活動に的を絞り、さらに法人格の有無を問わずに助成を行うことに特色を打ち出した。

財団設立以来前年度までの17年間の事業費総額はおよそ11億円であるが、その事業費の50%強を障害者の在宅福祉活動を行う団体に対する助成にあてている。このほか財団の事業費の配分は、社会福祉、社会保険、損害保険に関する学術研究の支援が全体の35%ぐらい、交通遺児奨学生に対する援助がおよそ15%の割合となっている。

このように当財団では、特に高齢者を取り上げた活動助成プログラムは用意していないが、学術研究の部門でいくつかの高齢者問題研究に対して助成している。今回阪神大震災の発生にともない、被災高齢者の心理学的調査に対して助成したが、これは当財団の福祉諸科学研究助成の枠で実施したものである。

1. 阪神大震災に関わる高齢者とその家族の心理学的調査

(1) 震災の発生と緊急助成

1月17日に発生した阪神大震災は、社会福祉助成を行う当財団として看過できない事態となった。財団としての対応の詳細は、公益法人協会機関紙「公益法人」10月号に記載したので割愛するが、当財団では『阪神大震災に関わる高齢者とその家族の心理学的調査』に対して緊急助成を行った。

(2) 調査の着手

調査は、筑波大学の井上勝也教授を長とする老年行動科学研究会会員19名が、2月上旬から3月末にかけて阪神・淡路の両地区に赴き、面接による聞き取り調査を実施した。

調査開始に際しての最大の問題は、調査員の宿泊所



安田火災本社ビルで開催の阪神淡路大震災高齢者調査発表会

探してあり、次に聞き取り調査のための訪問先の選定であった。現地の社会福祉協議会と連携をとって訪問先の避難所や老人ホームを選定し調査を開始したが、それでも避難所に「調査」のために入るのは非常に難しい。幸い調査員全員がカウンセラーの資格所有者であり、カウンセリングをかねて調査を行うこととして、この問題を解決した。

ところでお年寄りとは話が長いのが当たり前、まして大震災という異常事態の中でほっと一息ついたところでの聞き取り調査は、配給のお茶や弁当でおもてなしを受けながら1人に半日もかかるなど思わぬ時間をとられ、当初の計画の変更を余儀なくされたが、それでも300人強から有効なデータを得ることができた。

(3) 調査内容

調査結果の概略は9月10日に発表されたが、現在もまだ詳細な分析が続けられている。

発表された内容からいくつかの興味深い点をあげてみると次のとおり。

○地震発生時の状況

・女性救出を待ち、男性は自力で脱出した。女性で自力脱出したのは27%、これに対し男性は60%。(男がいち早く逃げ出したという説を唱える人もいる)

・閉じ込められたとき、男性の45%が脱出方法を考えたが、女性は27%しか考えず、悲観的になる人が多い。

○避難所生活について

・避難所では男性の55%が眠れると回答したが女性は40%。したがって女性の方が避難所生活の疲労が多い。

・これから頼る人は、男性の50%、女性の74%が家族と回答。

・避難所生活で一番嫌なことは淡路では寒さ、阪神では対人関係で次に寒さと排泄処理がほぼ同じ割合。

○将来の生活設計

・宗教をもっている人の方がもっていない人よりも目標をもっていることが分かった。総じて高齢者は戦災、外地引き揚げなどの体験者で、思ったよりもしっかりしているようである。

とはいえ、震災により高齢者が受けた心のキズは大きく、立ち直りには物的な援助だけでなく、男女差や被害の程度、家族関係などを配慮したきめ細かな対応が必要であるとの提言がなされた。

2. 高齢者対策における財団活動の先駆性

わが国における社会福祉関係の公益法人は社会福祉法人に代表され、財団法人の比重は極めて少ない。特定公益増進法人をみても、社会福祉法人は自動的に特定公益増進法人の資格が得られるのに対し、財団法人は法的には「社会福祉への貢献に著しく寄与する」公益法人と認められていない。

このように不当ともいえる取り扱いを受けながらも、各財団は将来を展望した先駆的な試みに挑戦している。

キリン福祉財団ではいち早く高齢者・障害者の家族介護者の支援活動に取り組み、高い評価を得た。その結果この事業が行政施策に取り入れられるという成果を上げている。日本生命財団は地域での医療、行政、住民との連携による地域福祉のシステム化を目指す先駆的、実験的事業に積極的に取り組んでいる。最近でこそこのような連携が唱えられるようになったが、日本生命財団が取り組みを開始した昭和57年時点では極めて斬新な考え方であったと思われる。また日本火災福祉財団の介護福祉士養成のための奨学制度も、高齢

社会の到来に着眼した先駆的な事業である。

このように財団法人は社会福祉法人に比して税制上のハンディを負いながらも、むしろ法的な規制を強く受ける社会福祉法人ではなかなかできないような先駆的、実験的な活動を活発に行うことによって21世紀の高齢社会に柔軟に対応しており、その果たす役割は極めて大きいといえよう。

3. 21世紀へ向けての財団の役割

高齢社会への備えとして、老人介護問題が突出しているように見受けられるのは誠に残念である。

寿命が延びることは労働可能年齢が高くなることを意味する。人生80年の半分の40年(20歳から60歳まで)を働き、あとの半分は悠々自適で暮らせるような楽園が60歳定年制のわが国で実現しているとは思えないし、将来も実現不可能であろう。

かくて高齢社会への対応の第1は高齢者の就労問題となる。わが国では国民の多くが60歳を過ぎても働きたいと希望している。にもかかわらず余暇の開発とか、定年後のボランティア活動のおすすめとか、あまり人々が望まない方向への動きが目立つ。働きたい人に職場を与え、人々の生きがいを持続させる事が求められているにもかかわらず、そのような取り組み、研究が活発に行われているという話は聞かない。

これからの助成財団の活動は、高齢者が安心して働くことができる職場環境の整備や高齢化による労働力の低下を防止するOA機器の開発などが高齢者の雇用確保を促進し、ひいては所得税納税者の増加にもつながるという観点に大いに注意を払う必要があるのではなかろうか。これが実現すれば、介護費用を含む福祉財源の問題と併せて健康保健や厚生年金の収支問題なども解決に向かい、明るい21世紀の到来が期待されることになるからである。



現地調査のスナップ

財団法人 助成財団資料センター 1995年度会員の集い

伊藤昌壽理事長
挨拶



当センターは、1985年11月20日に任意団体として発足し、1988年4月に財団法人として許可された。以来、助成財団の活性化のために、様々な活動をおこなってきた。本年度は、特に、山下前理事長の方針をひきつぎ「社会への発信の強化」に力を注いできた。

●出版物の見直し

その一つとして『JFC VIEWS』の発行がある。助成財団の現状や、課題をあきらかにしながら、財団活動について一層の理解を求め、あわせて財団の活性化をねらいとした。また、従来あった情報誌『助成財団』を大幅に変更して、募集要覧・決定要覧を発行することとした。事務局が、たいへん苦心して作成・販売にあたった。これにより昨年度から、課題となっていた出版物の見直しはおえた。目標としたところは、だいたい実現できていると思っているので、これからは、それぞれの充実を心がけていきたい。

●事務所の移転

また、本年1月末に、新しい事務所に移転した。広さは、いままでの約2倍、資料を閲覧する人たちのためのスペースの確保ができ、一般の利用者には一層便利になった。財団間の会合や財団を対象にしたセミナーを頻繁に開催できるようになり、会員財団にとって、センターは、身近なものに変わりつつあると思う。

●変化の兆し

さて、本年のはじめには、阪神大震災が発生し、たいへん痛ましいことであった。そうしたなかで、ボランティアのめざましい活動が評価され、ボランティア団体・市民団体に法人格を付与する動きにつながりつ

つある。

日本の社会に大きな変化がおころうとしている。これからは、こうした民間のおこなう、社会活動にたいする対応が、財団の大きな課題になってくると思う。

このことに止まらず、社会の各分野において、財団をめぐる状況は大きく変化しつつある。そうしたなかで、各財団がどのように変化に対応できるかが、問われるであろう。

●逆境下での連携

最近の極端な金利の低下は、基金の運用収益に多くを依存する財団に、大きな打撃をあたえつつある。当センター内で、各財団が低金利のもとで、どのように財団運営をしておられるかについて、情報交換を目的としたセミナーを実施した。半数をこえる財団が、現状の事業水準を維持すべく頑張っておられると聞き、たいへん心強いものを感じた。こうした際であるから、限られた資源の有効な利用こそが大切になる。財団運営について、率直に意見を交換し、お互いの向上をはかることが大切である。

●環境の整備を

それとともに、財団活動を活性化するための税制面での優遇策や、助成活動にたいする制限の緩和が必要である。民間非営利の活動が一層活発になるような諸施策が展開されることを行政当局に期待したい。

●求められる財団の役割は

本日はこのあと「高齢社会に対する助成財団の役割—活力のある21世紀をめざして—」をテーマとしてのトークインがおこなわれる。

高齢社会の問題は、わが国にとってはたいへん重要なテーマであり、それが関係する領域は、幅が広く、各分野にわたる。しかもいろいろな意見が対立し、解決の困難な問題である。こうした大きな問題の解決のためには、あらゆる分野の協力が必要なことはいうまでもない。何物にもとらわれない自由な立場での論議が大切であり、財団が取り扱うのにふさわしい問題である。このトークインのなかから、それぞれの財団にとって、将来の活動の種となるものが得られ、さらには、問題解決のために、財団がお役にたてればよいと、思っている。

●おわりに

最後になりましたが、このセンターは会員財団の総意をふまえながら、運営されるべきであります。ぜひとも、皆様方のご支援、ご協力を今後ともお願いいたします。これをもちまして私のご挨拶とさせていただきます。(1995年11月24日・於経団連会館)

この財団に この人

久野敦子

財団法人セゾン文化財団
事業統括担当



久野敦子プロフィール

青山学院大学法学部卒業。80年西武百貨店入社。81年より西武百貨店池袋店内にあった多目的実験スペース「スタジオ200」に勤務。主に、演劇・舞踊など身体表現に関する分野の公演、レクチャーの企画製作に携わる。92年よりセゾン文化財団に出向。94年より現職。

——まず、セゾン文化財団の活動についてご説明くださいませんか？

セゾン文化財団はセゾングループの企業財団ではなく、堤 清二個人の基金拠出による財団で、1987年に設立されました。文化庁の管轄です。現代演劇と現代舞踊の領域における活動を中心とした芸術分野に助成を行っています。日本の個人財団の中で、この分野への公募による助成は、多分私どもだけではないでしょうか。日本は芸術文化に対す支援が未だ充分であるとはいえません。音楽や美術にくらべても、演劇や舞踊への助成は大変に乏しいと思います。まして、「現代」となると……。

——わざわざ「現代」と規定されたわけは？

いま、私たちが生きているこの時代の中から生まれる、独創性と国際性に溢れた芸術活動を支援する。「同時代から発信される文化」を育てることも重要と考えています。将来性のある新しい価値を見極めて、世に問うことも財団に課せられた責任のひとつではないでしょうか。

——具体的な助成プログラムをご紹介ください

現代演劇・舞踊助成と特別助成に大別できます。特に力を入れているのが、前者のプログラムです。こちらは更に3つの目的に分けて運営されておりまして、1) 創造環境整備、2) 芸術創造、3) 国際交流の3つです。最も重点をおいているのが、2) の芸術創造プログラムです。これは、将来の活躍が期待される若手芸術家／芸術団体と、既に国内の評価があり、今後国際的な活躍が期待される個人と団体を対象としています。助成は公募で行われます。経常費を含む活動費全般が助成対象になり、原則3年間にわたって支援が受けられます。ただし継続の可否については毎年見直します。若手の場合は、更に3年間の申請ができます。

1) の創造環境整備にも力を注いでいます。いわゆるインフラ部分に対する助成です。演劇・舞踊界のシステムの改善、人材の育成、ネットワーク構築など、芸術創造を支える環境の整備が目的です。芸術創造活動への支援は、単年度でなく、やはり長期的展望を持たないと育ちません。また、助成のタイミングも大変

重要ですね。その芸術家／団体が新しい表現を生み出そうとする時、財団が支援をする。この二つのタイミングが一致すると、素晴らしい芸術創造のエネルギーが生まれます。このほかアーツマネジメントの教育・普及を目的とするシンポジウムや海外招聘公演などの自主製作事業も行っています。

——久野さんのご担当はどの分野ですか？

私はプログラム統括として事業活動全般を見ています。財団は片山事務局長を含めて6名です。創造活動への助成にしても創造環境整備にしても、とにかく対象となる団体や芸術家の作品を知らなければ判断できません。現代芸術というと一般の方々にはなじみが薄いかもしれませんが、新しい表現の誕生と可能性を感じて最低週2回は、彼らの公演を見にいけます。

——最低週2回は大変ですね！ご家族は……。

結婚して5才の男の子がおります。夫の理解もあり、両方の母親が子どもの面倒を見てくれますので、大変幸運だと思っています。仕事で年1回は海外出張しますが、今のところ仕事と家庭は両立しています。働く女性には、夫や家族の協力が大切ですね。

——セゾン文化財団には創設以来のご参加ですか？

いいえ、最初は西武百貨店に入社しました。営業現場に1年いた後、文化事業部に配属され、池袋にあった多目的ホール「スタジオ200」のイベント・コーディネーターとして、演劇・舞踊の企画と運営を10年ほど経験しています。その後、希望して財団にまいりました。いずれも、芸術家の方々と交流する機会が多く、ものの見方などハッとさせられる新鮮な刺激を受けて充実した毎日です。文化芸術にかかわる仕事は学ぶことも多くて、私にはやりがいのある仕事ですね。

——最後に助成財団資料センターへのご要望などをお聞かせください。

OAセミナーなど、実務的な内容も大変役立っていますが、財団の運営や評価のシステムなどについて、海外の情報やノウハウが手に入ればいいですね。財団の担当者同士でケース・スタディを通じて学ぶような研修の機会も、いずれ出来ればと思います。

(インタビュー・青木孝子)

▶ ザ・ファウンデーション・センター(アメリカ)について

▶ はじめに

9月27日、財団法人公益法人協会主催の「フィランソロピー調査研究ミッション」の一員として、ニューヨークのザ・ファウンデーション・センター（以下FCと略称）を訪問することができた。約1時間半の滞在であったが、現地で、現場のかたがたとお会いすることにより、FCが身近になった気がする。われわれが、お手本としてきたFC（1956年設立）について、1994年アニュアル・レポートをベースとして紹介したい。

▶ 主なサービス

図書館（ニューヨーク、ワシントン、クリーブランド、サンフランシスコ、アトランタ）の入館者は、年間65,000人であった。この中には、助成金を求める人、助成金を出す立場の財団や企業の役員・スタッフ、学者・研究者、政府関係者、マスコミ人が含まれる。（1994年4月アトランタ分館新設）。ニューヨーク本館では1日の利用者が100人もいること、開館前から列を作っていること、内国歳入庁（IRS）に提出した各財団の資料が揃っていることなど、注目に値する。

●教育プログラム

オリエンテーション（助成金提供財団・団体 寄付金提供企業 FCの事業内容などについて）は5つの本館・分館で毎月3～4回開かれ、5,200人余が参加した。主な対象は、財団や企業の寄付金・助成金を支出する側と助成金を求める側とである。他に、テーマや対象を絞って、特別のオリエンテーションを開くこともある。

●寄付金・助成金提供者と対話しよう

ニューヨークでは「高齢化に焦点を合わせて」「企業フィランソロピーの新しい役割」などをテーマに1,000人余が参加した。また、サンフランシスコでは245人、クリーブランドでは458人が、テーマは異なるが、このプログラムに参加した。

●助成金申請書書き方セミナー

12回（全日コース）のセミナーには、5本館・分館で、合計1,450人が参加した。

●出版

「ザ・ファウンデーション・ダイレクトリー 1995」

（資産2百万ドル、年間助成額20万ドル以上の7,292法人）、「ザ・ファウンデーション・ダイレクトリー・パート2」（年間助成額5万ドルから20万ドルの中規模4,200法人）など50冊以上出版した。なお、FCのデータベースは、次のとおりとなっている。

助成金提供財団・団体	65,739
寄付金提供企業	4,437
助成金提供記録	794,161
助成金受領記録	135,634
文献目録	12,478

●オン・ライン・サービス

ナイト・リダー・インフォメーション社ダイアログを通じて、約38,000の助成財団および企業の直接助成についての情報の提供

インターネット（WWW）によるホーム・ページの提供（FCについての情報およびフィランソロピー・ニュース・ダイジェストなど）

CD-ROM 1996年春発売予定

●調査研究

「ファウンデーション・ギビング」（年鑑1995年版）には、1993年時点で37,571の独立財団（私立財団）、企業財団、コミュニティ財団の資産、年間助成額、助成の種類などの分析をしている。

免税団体の分類 チャリティ統計ナショナルセンター（NCCS）や免税団体統計分類表（NTEE）の利用者と協力して、統計の基礎となる分類について協議

▶ 財政状況(1994年1月～12月)

収入（単位千ドル）

財団助成金・企業寄付金	3,197
出版物販売収入	4,544
プログラム参加費	615
投資収益	174
その他	630
収入合計	9,160

支出および次期繰り越し（単位千ドル）

事業関連費プログラム・サービス	6,950
サポート・サービス	2,056
（小計）	(9,006)
事業関連費剰余金	154

事業非関連費

投資資産評価	▲	377
基本財産組入寄付金		226
償却	▲	297
当期収支差額	▲	294
期初残高		5,201
期末残高(次期繰越し)		4,907

▶ 参考にしたい三点

①内国歳入法 (IRC)

FCは、IRC501条(C)(3)により、免税団体となっている。日本には、特定公益増進法人の制度があるが、その認定を受けるのは、非常にむずかしい。われわれのような法人も、特定公益増進法人のリストに列挙されるとか、アメリカのようにフォーム1023を提出することにより、速やかに認可される時代が来る

ことを望みたい。

②公益法人(免税団体)の情報の公開

アメリカの免税団体は、原則として、内国歳入庁(IRS)にフォーム990などを提出することになっている。この情報は、公開されているので、誰でもワシントン本庁または7つの支庁で利用できる。更に、FCの本部・支部でも利用できる。免税団体担当者が、本庁に100人、7支庁に700人、合計800人いるので、これだけのことができると思われる。日本では、公益法人に関する情報が未だ一部しか公開されていないが、利用者の便宜を考えて、また非課税法人(免税法人)の義務として、更なる公開の議論が求められる。

③電子メール・インターネット

いまだ、時期尚早の感があるが、将来に備えた研究は、速やかに始めるべきである。データの充実を図りながら、皆様の頼りになる財団センターを目指したい。

(山本優)

アメリカ内国歳入法による免税団体のタイプと数(1993～1994年)

内国歳入法条項	免税団体のタイプ	免税団体数(1993年)	免税団体数(1994年)
501(c)(1)	立法措置によって成立した法人	9	9
501(c)(2)	所有権保有会社	6,739	6,967
501(c)(3)	宗教、慈善、科学、安全性向上のための実験、文学、教育、全米または国際アマチュアスポーツ競技会の促進、児童または動物虐待防止	575,690	599,745
501(c)(4)	社会福祉	142,325	140,143
501(c)(5)	労働、農業組織	70,416	68,144
501(c)(6)	企業団体	72,901	74,273
501(c)(7)	社交とレクリエーションクラブ	64,924	65,273
501(c)(8)	男子学生共済会	93,728	92,284
501(c)(9)	ボランティア従業員共済会	15,048	14,835
501(c)(10)	国内男子学生共済会	20,827	21,215
501(c)(11)	教師退職基金	11	11
501(c)(12)	共済生命保険協会	6,177	6,221
501(c)(13)	共同墓地会社	9,184	9,294
501(c)(14)	消費者信用組合	5,637	5,391
501(c)(15)	相互保険会社	1,165	1,161
501(c)(16)	農業融資機関	33	23
501(c)(17)	補足的失業給付基金	611	601
501(c)(18)	従業員年金基金	4	4
501(c)(19)	退役軍人団体	29,974	30,282
501(c)(20)	法律扶助団体	213	181
501(c)(21)	黒肺塵症基金	22	25
501(c)(22)	複数雇用者年金計画	0	0
501(c)(23)	1880年以前設立の退役軍人団体	2	2
501(c)(24)	ERISA4049条の信託	1	1
501(c)(25)	年金等のための持株会社	374	479
501(d)	宗教および伝導団体	96	99
501(e)	医療共同組合	69	68
501(f)	教育共同組合	1	1
521	農業共同組合	1,950	1,866
免税団体小計		1,118,131	1,138,598
課税農業共同組合		3,123	2,537
課税公益信託		56,518	62,103
免税団体等合計		1,177,772	1,203,238

資料：内国歳入庁提供

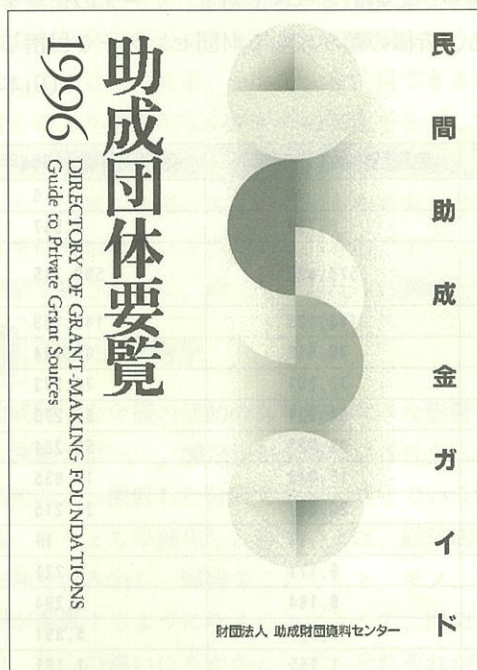
センター出版物のご案内

『助成団体要覧 1996』が発行されます。民間助成金ガイドの決定版として、すでに多くの方々にご利用いただき、ご好評をたまわっております。

1988年以来隔年に発行しており、今回は第5版になります。関係団体等のご協力によって約640の財団等のデータを掲載。

研究費、奨学金や環境、福祉、保健、芸術、文化、国際交流、国際協力などの諸活動のための資金をさがしている方々にとってはいうまでもなく、また、助成財団の活動を知ろうとする方々のために、あたらしい財団情報をおとどけいたします。

発売 第一法規出版(株) TEL03-3404-2251(代)



インフォメーション

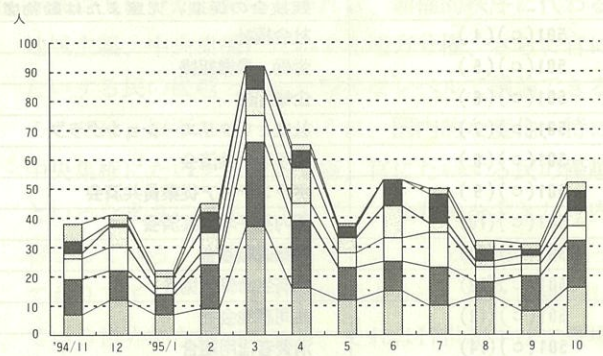
(1年間センターを訪ねた人々)

センターを訪ねる人々のなかで一番目立つのは、さまざまな市民活動のための資金をさがしに来られる方たちである。今年も去年もおなじように、助成金をさがしにこられる人たちの半数はそういう方たちである。いま、市民活動をささえるための法制度の検討が着々とすすんでいる。助成財団の側も、そうした環境が整うなかでどうするかは課題である。

このグラフでは、3月が異常値をしめしている。日本経済新聞に紹介されて以来のことだった。センターに限らず財団のマスコミへのはたらきかけの大切さを、このグラフはしめしている。

本文14ページに、ニューヨークのファウンデーションセンターを訪ねるひとは1日100人と伝えている。彼我の隔絶はいささかショックである。もっと社会のなかで認知度を高めることが大切です。

月別来館者目的



■財団調査 ■活動費 □研究費 □奨学金 ■その他外国人

編集後記

国際政治学者として活躍中の鈴木佑司先生に寄稿していただいた。先生は早くから、助成財団の活動に関心も深く、それだけに核心をついたご指摘・ご助言で、ありがとうございました。

高齢社会の問題について、トークインの準備のために、関係者からいろいろお話をうかがったが、幅が広く、つかみにくく、うかがったことが十分に生かせなかった。論議をつくり、みんなに関心をも

ってもらうことが大切。(山口)
アメリカのザ・ファウンデーション・センター(FC)について、紹介することができた。FCは、39年の歴史と実績を持っているが、当方は任意団体の期間を含めて、やっと10年。この分野では、まだまだ多くの学ぶことがある。風土、国民性、価値観の違いをふまえながら、逐次、ほかの財団や団体もご紹介したいと考えている。

(山本)

JFC VIEWS 5
DECEMBER 1995 No. 5
新進と再生の社会をめざして

JFC VIEWS No.5 DECEMBER, 1995
編集・発行 財団法人助成財団資料センター
発行日 1995年12月20日
発行人 山口日出夫
〒160 東京都新宿区新宿1-3-8
YKB新宿御苑5階
Tel 03-3350-1857
Fax 03-3350-1858

デザイン 小島トシノブ
印刷 (有)イトウ写植社
PRINTED IN JAPAN